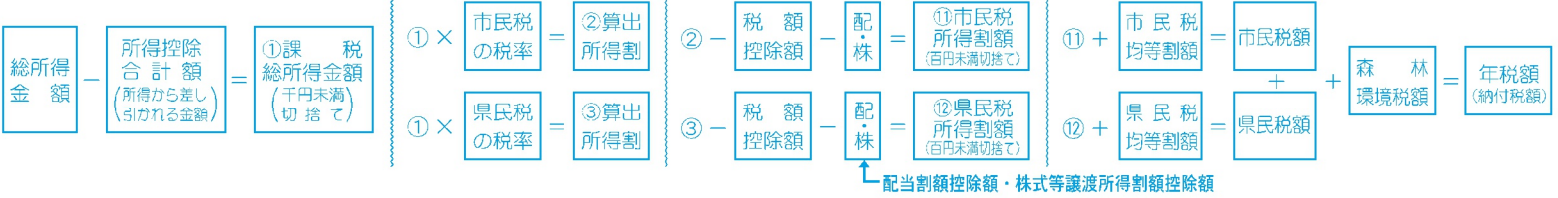


令和7年度 市民税・県民税・森林環境税の計算方法(総合課税) ※分離課税等に係る所得は、P.6 9分譲課税等の税率を御確認ください。



課税総所得の計算

収入金額

-

必要経費
(給与所得者は給与所得控除額)
(年金所得者は年金所得控除額)

=

総所得金額

-

所得控除合計額
(所得から差し引かれる金額)

=

①課税総所得金額
(千円未満端数切捨て)

算出所得割の計算

市民税

①

×

6%

=

②

※2

県民税

①

×

4.025% ※1

=

③

※2

※1 4.025%のうち、0.025%は水源環境保全税としての上乗せ分です。 ※2 ②・③(算出所得割額)は1円未満端数切捨てとなります。

調整控除計算

この表は、「人的控除額の差の合計額」を計算するものです。それぞれの金額と該当数を掛け算して、合計を計算してください。
また、基礎控除の該当数には必ず「1」が入ります。

単位：万円

控除の種類(本人)	金額	該当数	計	控除の種類(扶養)	金額	該当数	計
基礎控除	★	1		配偶者控除	一般	5 ※1 / 4 ※2 / 2 ※3	
障害者控除	一般	1		老	人	10 ※1 / 6 ※2 / 3 ※3	
控除	特別	10		配偶者特別控除	48万円超50万円未満(配偶者合計所得)	5 ※1 / 4 ※2 / 2 ※3	
寡婦控除		1		50万円以上55万円未満(配偶者合計所得)	3 ※1 / 2 ※2 / 1 ※3		
ひとり親控除	男性	1		扶養控除	一般	5	
控除	女性	5		特	定	18	
勤労学生控除		1		老	人	10	
合計			④	同居老親等		13	
★納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下のとき5、2,500万円超のときは0。				普通		1	
				障害者控除	特	別	10
				同居特別		22	
				合計			⑤

※1 納税者本人の合計所得金額が900万円以下のとき。
※2 納税者本人の合計所得金額が900万円超950万円以下のとき。
※3 納税者本人の合計所得金額が950万円超1,000万円以下のとき。

人的控除額の差の合計額 ④ + ⑤ = ⑥

④⑤の単位に注意してください

1. 合計課税所得金額⑦(課税総所得金額①+課税山林所得金額+課税退職金額)が200万円以下の場合

市民税調整控除 ⑦ × 3% = ⑧

県民税調整控除 ⑦ × 2% = ⑨

⑦と⑧のうち、小さい方の金額

2. 合計課税所得金額⑦が200万円超 2,500万円以下の場合

⑥ - = ⑩

⑦-200万円 5万円未満の場合は5万円

市民税調整控除 ⑩ × 3% = ⑧

県民税調整控除 ⑩ × 2% = ⑨

3. 合計課税所得金額⑦が2,500万円超の場合(調整控除の適用はありません。)

市民税調整控除 ⑧ 0 県民税調整控除 ⑨ 0

所得割の計算

市民税

②

-

⑧

-

市民税税額控除
配当割・株式割

=

⑪

(百円未満端数切捨て)

県民税

③

-

⑨

-

県民税税額控除
配当割・株式割
(該当者のみ)

=

⑫

(百円未満端数切捨て)

年税額

⑪

+

⑫

+

4,300

+

1,000

=

年税額

市民税均等割額 3,000円
県民税均等割額 1,300円

○県民税均等割のうち、300円は水源環境保全税としての上乗せ分です。

◎普通徴収による納期は、第1期6月・第2期8月・第3期10月・第4期12月(税額5,300円以下は6月)で、納期限は納期の末日(第4期の末日は12月28日)です。ただし、納期の末日が金融機関の休業日の場合は翌日以降の直近の営業日となります。4期の場合は1月4日以降の直近の営業日となります。